

(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	太陽電池発電	
事業の規模	出力 49, 900kW	
事業の実施区域 (予定地)	岩手町	
事業者の名称	PAG Renewables 合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和8年2月2日付け
	縦覧期間	令和8年2月3日～令和8年3月5日
	住民等の意見書の提出期間	令和8年2月3日～令和8年3月19日
	技術審査会の審査	令和8年6月2日
	知事意見の送付	令和 年 月 日

「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業環境影響評価方法書」
に対する岩手町長意見

- ・意見なし

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町 太陽電池発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2026年4月

PAG Renewables 合同会社

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	5
別紙 2	6
別紙 3	7
別紙 4	8

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2026 年 2 月 3 日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

2026 年 2 月 3 日(火)付の岩手日報に公告を掲載した。(別紙 1 参照)

② 事業者のウェブサイトへの掲載

2026 年 2 月 3 日(火)から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。
(別紙 2 参照)

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報にお知らせを掲載した。
・岩手町広報「広報いわてまち」令和 8 年 2 月号 (別紙 3 参照)

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・岩手県盛岡広域振興局 (岩手県盛岡市内丸 11-1)
- ・岩手県岩手町役場 (岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44)

② 事業者のウェブサイトへの掲載

<https://pagrenew.com/jp/media-center/> (別紙 2 参照)

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2026 年 2 月 3 日(火)から 2026 年 3 月 5 日(木)[※]
(関係自治体庁舎での縦覧は土曜日、日曜日、祝日を除く)

※岩手県岩手町役場及び事業者ウェブサイトは、2026 年 2 月 3 日(火)から意見受付期限の 2026 年 3 月 19 日(木)まで縦覧を実施した。

② 縦覧時間

関係自治体庁舎での縦覧可能時間は開庁時とした。なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿に記載された数）は0名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・岩手県盛岡広域振興局：0名
- ・岩手県岩手町役場：0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 岩手町細沢地区

① 開催場所

細沢多目的集会所

② 開催日時

2026年2月13日（金）午後5:00から6:30まで

③ 来場者数

9名

(2) 岩手町大森地区・黒石地区

① 開催場所

大森地区集落センター

② 開催日時

2026年2月14日（土）午後5:00から6:30まで

③ 来場者数

7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（別紙4参照）の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

2026年2月3日(火)から2026年3月19日(木)まで
(郵送の受付は、当日消印まで有効とした)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、1通であった。

- ・意見箱 : 0通
- ・郵送 : 1通(県内0通、県外1通)

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

環境影響評価法第 18 条の規定に基づく、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、1 通（1 名）で計 3 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表 1 方法書に対する一般からの意見及び事業者の見解

No.	一般からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>2-19 配慮書に対する意見書でも書きました。</p> <p>土地利用計画において、緑地の減少分が 61.8ha あります。</p> <p>この面積を太陽光パネルが占めることとなり雨水が地面に落ちることなくパネルではじかれ末端部で集中的に落下となります。建屋の屋根であれば、樋を設け雨水を排水口へ導く水路の設計をしますが、その大切な記載がまだありません。</p> <p>ゴルフ場と異なり、保水力が変わり雨水の流れは変わります。</p> <p>排水が集中し、近隣の河川へ混濁と氾濫にならないよう排水量を管理して環境保全を担保してください。</p>	<p>パネル下の地盤についても緑化予定です。準備書において、適切に記載いたします。</p> <p>それぞれのパネル間には 1 cm 弱程度の空きスペースがあり、さらに太陽光アレイの間には幅 2m 程度の空きスペースがあるため、雨水が地面に落ちることなく末端まで流れるわけではございません。この点について準備書段階では説明図を添付させていただきます。濁水処理を含めた水の処理につきましても現在設計途中にあります。確定次第、ご提示いたします。</p>
2	<p>23page 5.4ha の池が埋め戻しの予定ですが、貯水量が大きく減少することにより近隣の河川に直接表面の薬剤や土砂が流れることとなりますので、埋め戻して害がないのでしたらその根拠を示してください。</p>	<p>池の埋め戻しについては、その対象箇所が必要最低限となるよう、検討を進めています。既設池の埋め戻しを行う計画となった場合には周囲に害を及ぼさないことを検討、確認いたします。</p> <p>検討の結果、埋め戻しても害がなく、管理上、埋め戻しを行った方が管理をしやすいと判断した個所のみ、根拠を示して埋め戻すことといたします。</p>
3	<p>355page N01 排水の件、雨量の多いときも排水が近隣に濁流として被害が起きないように算出してください。</p>	<p>ご指摘の通り、近隣への濁流被害など出さないよう、十分配慮して算出し、調整池等の設計を致します。</p> <p>設計に際しては、河川課との協議により最大限配慮すべき雨量を特定し、調整池を含めた対応を検討いたします。</p>

お知らせ

環境影響評価法等に基づき、環境影響評価方法書の概観と説明会を行います。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名、事業所の所在地
・PAG Renewables 合同会社
代表社員・ピーエーシー・リアル・エス・エリート・リミテッド
職務執行者・ビエフオード・ジエームス・エペレット
東京都港区虎ノ門2丁目6番1号
虎ノ門ヒルズステーションタワー33階
- 二、対象事業の名称／(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業
種類／太陽電池(新設)
規模／最大49,900キロワット程度(交流)
- 三、対象事業実施区域／岩手県岩手郡岩手町一方井17地割24-1の一部
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／岩手県岩手郡岩手町
観覧及び閲覧の場所／盛岡地区合同庁舎1階県民ホール・岩手町役場1階町民ホール
観覧の期間／令和8年2月3日(火)から3月5日(木)まで(時間は開庁時間に準じます)
電子観覧／<https://pagrenew.com/jp/media-center/>
※岩手町役場には、観覧の期間終了後も、意見書の提出最終日までは方法書及び意見箱等をそのまま設置します。電子版は意見書の提出最終日まで閲覧可能です。
- 六、説明会の場所／日時
細沢多目的集会所
令和8年2月13日(金)午後5時から6時30分まで
大森地区集落センター
令和8年2月14日(土)午後5時から6時30分まで
- 七、意見書の提出／環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を記入の上、観覧場所に備え付けておきます意見箱に投函いただくか、令和8年3月19日(木)までに八の意見書の提出先へ郵送ください。(当日消印有効)。
- 八、意見書の提出先／〒105-1553 東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー33階
PAG Renewables 合同会社 担当…小泉
(電話03(5532)0480)

岩手日報 (2026年2月3日)



お問い合わせ

T: +852 37193375
E: pr@pag.com

戻る

2026年2月3日

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」)並びに方法書を要約した書類(以下「要約書」)につきまして、環境影響評価法に基づき以下の通りに公表致します。

• 事業者

PAG Renewables合同会社

• 縦覧について

縦覧場所：

- 岩手町役場 1階町民ホール (岩手県岩手郡岩手町大字五日市10-44)
- 盛岡地区合同庁舎 1階県民ホール (岩手県盛岡市内丸11-1)

縦覧期間： 2026年2月3日(火)から2026年3月5日(木)

縦覧時間： 土、日、祝日を除く開館・開庁時間に準じます。

※岩手町役場には、縦覧の期間終了後も、下記の意見書の提出最終日までは方法書及び意見箱等をそのまま設置します。

• 電子縦覧について

- [方法書](#)
- [要約書](#)
- [正誤表](#)

推奨ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari (一部機種は正常に動作しない場合があります)

※方法書及び要約書は、2026年2月3日(火)から2026年3月19日(木)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードは出来かねますこと、ご了承ください。

※「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますこと、ご留意願います。

• 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。住所、氏名、ご意見を日本語でご記入の上、縦覧場所に設置致しました意見箱へのご投函、または当社宛てに郵送で、2026年3月19日(木)までにご提出戴けますようお願い致します(当日消印有効)。

なお、電話によるご意見の受付は出来かねますこと、あらかじめご了承下さい。

- [意見書用紙](#)

※意見箱設置期間 岩手町役場：2026年2月3日(火)から2026年3月19日(木)

盛岡地区合同庁舎：2026年2月3日(火)から2026年3月5日(木)

• 方法書に関するお問い合わせ先 (郵送による意見書の提出先)

〒105-5533 東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー33階

PAG Renewables合同会社 担当：小泉

03-5532-0480 (平日9時30分～17時30分(土・日・祝日・年末年始は除く))

以上

環境影響評価方法書の
縦覧・住民説明会

■太陽電池発電事業

いわて沼宮内カントリークラブへの太陽光発電設置について、環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を実施します。

<環境影響評価方法書の縦覧>

【期間】 2月3日(火)～3月5日(木)

【場所】 ①町役場町民ホール ②盛岡広域振興局経営企画部総務課(盛岡地区合同庁舎1階県民ホール)

※町役場には、縦覧の期間終了後も意見書の提出最終日までは方法書と意見箱などをそのまま設置します

【意見書提出期限】 3月19日(木)までに郵送(当日消印有効)

【提出方法】 方法書について意見や質問がある人は、意見書に必要事項を記入し、以下の問い合わせ先まで郵送ください。意見書は各縦覧場所に設置してあります。また、ウェブサイトから3月19日まで閲覧可能です

ウェブサイトは
こちらから▶



<住民説明会>

同事業の事業者(PAG Renewables 合同会社)による説明会です。

【開催日程】

①開催日 2月13日(金)

場所 細沢多目的集会所

②開催日 2月14日(土)

場所 大森地区集落センター

※両日午後5時～6時30分

問 〒100-6031 東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎の門ヒルズ
ステーションタワー 33階 PAG
Renewables合同会社 担当：小泉
☎03-5532-0480 (平日 午前9
時30分～午後5時30分)

岩手町広報「広報いわてまち」

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町 太陽電池発電事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町 太陽電池発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の間合せ先へ郵送にて送付ください。

<間合せ先> **PAG Renewables 合同会社** 担当: 小泉
 〒105-5533 東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー33階
 電話 03(5532)0480

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 <small>※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名</small>	
ご 住 所 <small>※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地</small>	
方法書についての環境の保全 の見地からの意見 <small>※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。</small>	

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
 注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。
 注3：ご意見は、**令和8年3月19日（木）まで**にご提出ください（郵送の場合は当日消印有効）。

(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業環境影響評価方法書に対する委員事前質問・意見

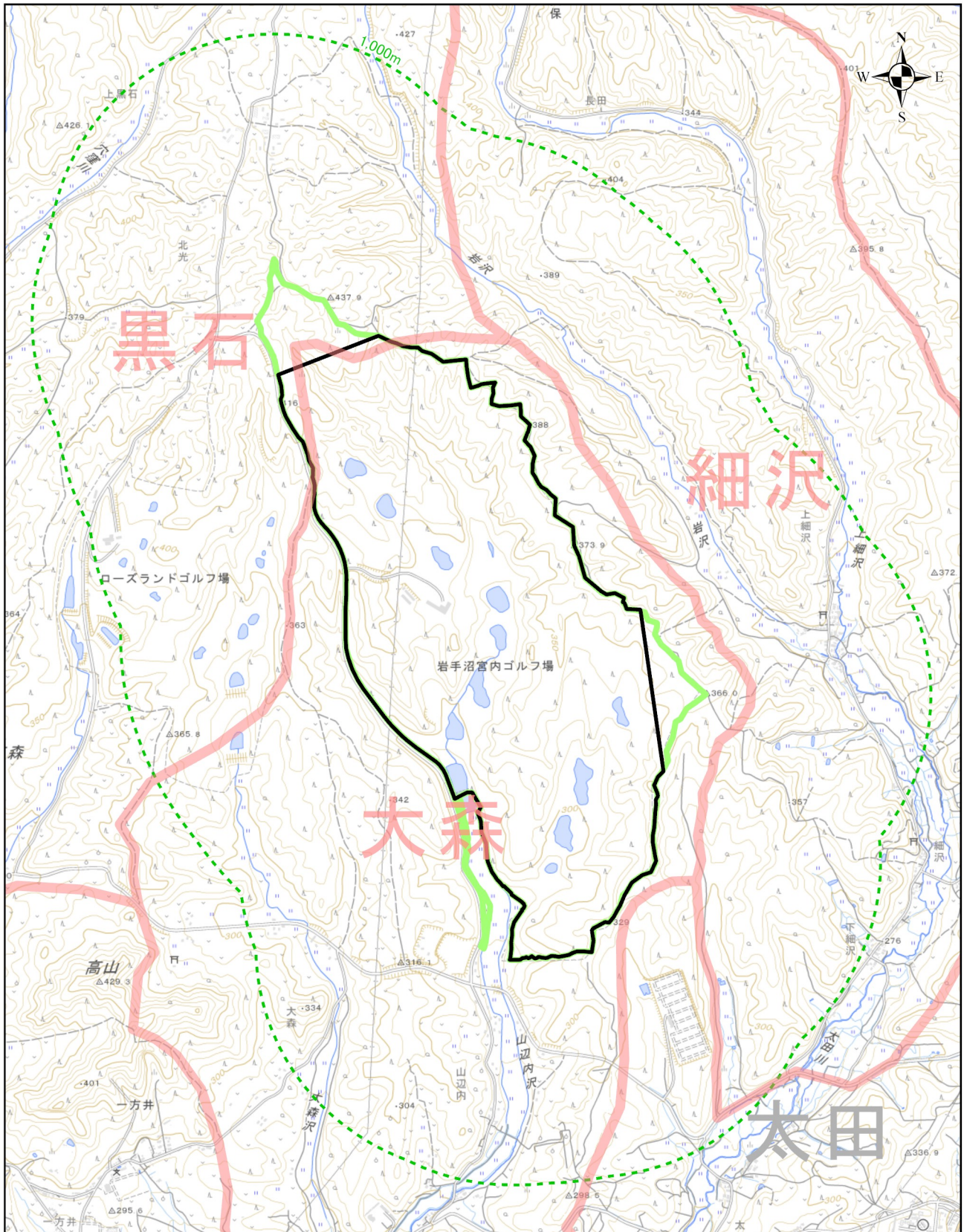
資料No.2-4

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	騒音	齊藤会長	2-16(18)	環境影響評価項目に「騒音」(施設の稼働)を選定しているが、音源はパワコン、変電施設を想定しているのか?もしそうだとしたら、影響を低減するためにも音源に想定している設備を南側エリア(居住地に近接している)から遠ざけることが必要ではないか?事業者の見解を聞かせていただきたい。	仰る通り、音源はパワコン、変電設備等を想定しております。パワコンは、南側を避ける配置というわけではありませんが、事業用地のより内側に配置し周辺環境と距離を取ることで環境への影響を避けるようにします。また、東北電力との連系地点が事業用地の南側となることから、特高変電設備を南側エリアに配置することになりますが、残地森林部に覆われており、居住エリアとも距離が離れている(700m程度)ことから、音の低減効果は十分期待できる配置であると考えております。準備書においては、パワコン、変電設備等の音源と、居住エリアとの離隔距離等から、施設の稼働時の将来騒音レベルを予測し、生活環境への影響を予測・評価します。影響が懸念される場合は、配置計画見直し等を含め、騒音低減措置を検討します。
2	土地利用	伊藤絹子委員	2-19(21)	発電所供用時の草地の管理で、「生育抑制剤」の使用もあり得るようですが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	現状では年2回の草刈りを想定していますが、予想以上に雑草の生育が早くパネルに掛かる時期があると想定される年には、抑制剤の使用も検討することになります。その場合も、現状、ゴルフ場で使用している種類のものを使用し、現状以下の使用量といたします。
3	土地利用	伊藤絹子委員	2-19(21)	樹林面積の変化はほとんどないようですが、樹林の管理は具体的にはどのように行っていく予定でしょうか。	まず、林地開発行為承継届出書を知事に提出します。その上で地域森林計画対象民有林や残置森林等が民有林に含まれる場合はその計画に即した施業を行います。その他必要に応じて造林を行い、保育を実施します。残置森林等や民有林に伐採の必要が生じた場合は所定の窓口に伐採届を提出いたします。
4	土地利用	伊藤絹子委員	2-19(21)	細かい事ですが、表2.2-5 土地利用面積の割合の数値(%)に計算ミスがあるようですので、確認してください。	準備書以降においては、以下に修正いたします。 調整池・水路等：面積1.9ha、割合0.7% その他：面積12.8ha、割合5.0%
5	反射光	齊藤会長	6-54(308)	対象事業実施区域周辺の居住地は、概ね可視領域となっている。反射光対策には、対象区域境界の樹林帯が大きな役割を担う可能性があるため、極力樹木の伐採は行わない方向でお願いしたい。	対象区域境界の樹林は極力、伐採しない計画です。
6	動物	伊藤絹子委員	2-22(24), 2-24(26), 4-29(215), 6-58(312), 6-62(316), 6-68(322)	既存の池のほとんどは埋め戻しされる予定のようです。生息している水生生物はどこかに放流されるのでしょうか。また、重要種が確認された場合にはどのように対応されるのでしょうか。	現地調査において、既存の池で重要種等の生息・生育が多く確認された場合は、当該池の埋め戻しを避けるよう検討いたします。やむを得ず、重要種が確認された池の埋め戻しを行う場合は、専門家の助言を仰いだ上で、当該池に生息・生育する重要種は埋め戻しを行わない池に移植することを検討いたします。また、火災が発生した際の消火用の水を常時確保しておく点でも、いくつかの池は残す必要があると考えております。この点については、今後、消防局との協議で指導を受ける必要があり、それらにより詳細が決まると考えます。
7	動物	前田委員	6-57(311), 6-65(319)	当該事業予定地は、点在する池が湿地性鳥類に利用されている可能性があり、調査ではその確認が重要になると思われます。しかし、ポイントセンサスが行われる地点は一部の池しかカバーしていないことから、任意観察の範囲を十分に増やし、すべての水域(池及びそれに繋がる小水路も含めて)が観察対象に入るよう実施されることを望みます。	ポイントセンサスは、特に自然度の高い池及び対象事業実施区域近傍の水田を重点的に確認できるように調査地点を配置しました。任意観察では対象事業実施区域及び周囲の水域は過不足なく確認いたします。
8	地盤	大河原委員	6-50(304)	2.調査の基本的な手法【現地調査】「現地踏査及び原位置試験等により対象事業実施区域の地形及び地質等の状況を把握する」について、原位置試験について試験名等、具体を伺いたい。	原位置試験については、地盤の硬軟・縮まり具合・土層構成を確認する標準貫入試験、地盤の固さ・縮まり具合の性状を確認するコーン貫入試験等を予定しております。また、これに加えて、ボーリングにより土壌のコアを採取し、土質標本の観察等を行う予定です。さらに、対象事業実施区域内の地形を正確に把握するため、レベル測量の実施も予定しております。上記に加えて、現地踏査を行い、地すべりや谷底低地(軟弱地盤)等の有無、調整池堤体の状況、湧水及び表流水の有無等を確認します。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
9	地盤	大河原委員	6-51(305)	8. 予測地点「・・・斜面造成または樹木の伐採による、工事中の一時的な地形崩壊または土砂流出等の影響が及ぶおそれのある断面とする」について、断面を選定するに当たっての要件、面積などの定量的指標があれば伺いたい。	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）において、傾斜度30度以上である土地を急傾斜地と定義しております。また、「岩手県林地開発審査基準（岩手県、令和5年3月31日 森保第1458号）」及び「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（NEDO、2025年度版）」によると、太陽電池パネル設置個所の自然傾斜が30度以上等の条件を満たす場合、擁壁又は排水施設等の防災施設を設置すること等と記載があることから、造成・伐採等変更範囲と傾斜区分図等の重ね合わせにより傾斜が30度以上の箇所を地形崩壊・土砂流出等の影響が及ぶおそれのある断面として現地を踏査する予定です。これに加えて、調整池の堤体法面や排水設備及びその下流も地形崩壊・土砂流出等の影響が及ぶおそれのある範囲として、重点的に現地踏査を行う計画です。
10	水環境	伊藤歩委員	2-24(26)	「雨水は開渠・暗渠を通じて山辺内沢へ流入する計画である。」とありますが、多くのパネルが設置された後に地盤の雨水浸透性の低下により雨水の流出割合が増加する可能性が考えられます。増加する場合には山辺内沢の流量や水位がどの程度増加するか予測・評価してください。	パネル設置後は、排水対策の検討に係る「流出係数」が大きくなることとなりますが、事業用地内においては、新たな流出係数を用いて雨水排水の外部への流出が増加しないよう検討、対策を致します。その上で必要に応じて、現調整池の能力を上げる、または景勝池を新たに利用するなどにより外部へ流出する雨水排水を現状と同じとなるようにします。したがって、これらの対策により、同じ雨量に対しては山辺内沢への流量も現状より増加しないように致します。
11	水環境	石川委員	2-25(27)	景勝池は埋め戻し想定とされていますが、工事のどの段階で埋め戻す予定でしょうか。その際に濁水が出る可能性があります。設定されている調整池のみで対応可能か確認されているでしょうか。	工事に切土が発生した時点で埋め戻します。切土の発生箇所や、埋め戻し景勝池の場所などは、設計の段階で決定されます。配慮書段階では、調整池のみで対応する予定でしたが、方法書から準備書に掛かる段階で、景勝池の利用で対応可能と判断しました。
12				岩手町や事業対象地近隣の自治会の皆様へ、事業についてのご説明をされる予定はございますか？もし既に説明を行っているようでしたら、いつ頃、どのような方を対象に実施されたのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。	再エネ特措法及び環境影響評価法に基づき、以下の説明会を開催しております。 配慮書段階の説明会（配慮書送付前） 令和7年6月21日（細沢地区の住民対象） 令和7年6月28日（大森地区、黒石地区の住民対象） 方法書段階の説明会（方法書縦覧中） 令和8年2月13日（細沢地区の住民対象） 令和8年2月14日（大森地区、黒石地区の住民対象） また、上記の説明会に先立ち、岩手町町民課様に以下の内容で事前説明を行っております。 令和7年5月15日（配慮書の事前説明として） 令和7年10月27日（方法書の事前説明として） 上記に加えて、一部の環境影響評価項目は前倒しの現地調査を実施しており、前倒し現地調査の実施にあたり、事業計画の説明は適宜住民の皆様に行っています（岩手沼宮内カントリークラブ様への事業及び調査内容のご説明、一部集会所の敷地をお借りするためのご説明など）。
13	住民説明会	平井委員		以下の説明会では、対象地区の住民は何人ほど参加されたのでしょうか。 配慮書段階の説明会（配慮書送付前） 令和7年6月21日（細沢地区の住民対象） 令和7年6月28日（大森地区、黒石地区の住民対象） 方法書段階の説明会（方法書縦覧中） 令和8年2月13日（細沢地区の住民対象） 令和8年2月14日（大森地区、黒石地区の住民対象）	1回目の回答では、対象地区の住民＝再エネ特別特措法に則った説明会周知文書のポスティング範囲にお住まいの住民の方々（対象事業実施区域から1kmの範囲内、別添図1参照）の意として記載いたしました。但し、方法書段階の説明会においては、説明会周知文書のポスティングに加え、新聞広告や広報いわてまちでも広く開催を周知し、対象事業実施区域から1km以上離れた場所にお住まいの方や他地区の住民の方々にも広くご参加いただきました。ご説明不足で失礼いたしました。 各説明会の参加人数及び、対象地区内かつ再エネ特別措置法に規定のポスティング範囲にお住まいの方の人数は以下の通りです。 配慮書段階の説明会（配慮書送付前） 令和7年6月21日（主に、細沢地区の住民対象） ⇒17名 うち、対象地区内かつ再エネ特別措置法に規定のポスティング範囲にお住まいの方8名 令和7年6月28日（主に、大森地区、黒石地区の住民対象） ⇒16名 うち、対象地区内かつ再エネ特別措置法に規定のポスティング範囲にお住まいの方8名 方法書段階の説明会（方法書縦覧中） 令和8年2月13日（主に、細沢地区の住民対象） ⇒9名 うち、対象地区内かつ再エネ特別措置法に規定のポスティング範囲にお住まいの方4名 令和8年2月14日（主に大森地区、黒石地区の住民対象） ⇒7名 うち、対象地区内かつ再エネ特別措置法に規定のポスティング範囲にお住まいの方2名

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
14		森林保全課		<p>対象事業実施区域は、森林法に基づく森林区域と森林区域以外が混在している。森林区域（民有林）において0.5haを超える開発行為を行う場合には、林地開発許可を受けなければならないことから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。</p> <p>また、対象事業実施区域内には「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在していることから、土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、施設の配置等を適切に決定すること。</p>	<p>当該事業区域はゴルフ場開発の時点で既に林地開発許可を取得しており、また、本計画において民有林の0.5haを超える伐採等を行わないことから、新たな林地開発許可を受ける予定はございません。ただし、太陽光パネルを設置することで平均流出係数が大きくなる為、既設調整池を拡張する予定です。</p> <p>「崩壊土砂流出危険地区」につきましては、その指定根拠を含め、太陽光発電所設置時に留意すべき事項について、岩手県の林務部と協議を進めています。</p>
15		建築住宅課		<p>太陽光発電設備は、架台下に人が立ち入らず、架台下を作業や格納等に供しないものは建築物から除かれます。（建築基準法の対象外）</p>	<p>承知いたしました。</p>
16		生涯学習文化財課		<p>対象事業実施区域内には、東ノ沢遺跡、大森東の沢遺跡が所在します。また、事業地が広大であり、未発見の文化財包蔵地が存在している可能性があることから、事前に岩手町教育委員会と協議してください。</p>	<p>承知いたしました。</p>
17				<p>国特別天然記念物である「カモシカ」が生息しており、事故等に十分注意するなど配慮が必要です。</p> <p>なお、死骸を発見した際には、地元の教育委員会に連絡してください。</p>	<p>カモシカについては、事故等に十分注意するなど配慮いたします。また、必要に応じて、工事関係者等に注意喚起いたします。</p> <p>カモシカの死骸を発見した際は、地元の教育委員会に連絡いたします。</p>
18				<p>当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。</p> <p>太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電設備及びその付属設備が建築基準法第2条第1号に定める建築物でない場合、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、法第29条第2項の開発行為の許可を要しません。</p> <p>なお、太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設（建築基準法上の建築物）があるときは、開発許可を要する場合があります。</p> <p>当該地に係る開発許可に関する事務及び権限は、盛岡広域振興局長にあります。開発行為についての疑義等がある場合には、盛岡広域振興局土木部又は岩手町建設課に照会願います。</p>	<p>承知いたしました。</p>
19		都市計画課		<p>当該地は、工事着手前に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続きが必要な場合があります。</p> <p>当該地に係る相談等は、申請区域を管轄する盛岡広域振興局へお願いします。</p>	<p>承知いたしました。</p> <p>盛岡広域振興局に一度伺った際には、特定盛土規制法に該当する可能性が高い、「連系変電所」の設計が確定した際に、再度、伺って協議をさせて頂くというご指導を受けております。</p>
20				<p>対象事業実施区域は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による、一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努める必要があります。</p> <p>また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、盛岡広域振興局長（盛岡広域振興局土木部）にあります。届出対象行為に該当する場合は、盛岡広域振興局土木部に届出が必要です。</p> <p>なお、景観への影響、景観資源及び設定した眺望点については、対象事業実施区域及び近隣市町村に意見を確認願います。</p>	<p>農山漁村景観地区については、所管の行政と必要な協議や届出を行って、景観形成基準への適合に努めます。景観法についても、所管の行政と協議し、必要に応じて届出等の対応を致します。また、方法書のドラフト時点で岩手町役場には内容に関するご意見を伺っておりますが、景観資源及び眺望点に関して特段のご意見はございませんでした。</p> <p>今後、景観への影響に関しては岩手町役場及び近隣自治体にご意見を伺いながら手続きを進めてまいります。</p>
21		自然保護課		<p>【自然環境保全指針について】</p> <p>当該地域は保全区分のBが含まれている地域となります。</p> <p>事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期するようにしてください。</p>	<p>事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握したうえで予測評価を実施し、専門家の意見を踏まえて、必要に応じた保全措置を検討いたします。</p>

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
22		農業振興課		<p>各手続きに関する問い合わせ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問合せ先に必ず事前に相談していただくようお願いいたします。</p> <p>1 農用地区域内の農用地等で事業を行う場合 農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） ※農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては、代替地がないか十分検討いただくようお願いいたします。</p> <p>2 農用地区域内において開発行為を行う場合 農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課）</p> <p>3 農地を転用する場合 農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） ※農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので、注意してください。</p>	承知いたしました。
23		砂防災害課		<p>事業実施区域が岩手町に位置することから、事業実施の検討に当たっては、当該区域を管理している盛岡広域振興局土木部岩手土木センターに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。</p> <p>砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。</p> <p>このほか、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の制限があります。</p>	<p>方法書「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2. 社会的状況 (8) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 2) 自然関係法令等 Q. 国土防災関係」（方法書p.178～180）のように、対象事業実施区域に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は存在しないと認識しておりますが、必要に応じて盛岡広域振興局土木部岩手土木センターに区域の指定状況等を確認いたしました。</p>
24		盛岡広域振興局保健福祉環境部		<p>配慮書では、「ゴルフ場の既存の池に調整機能を持たせる、あるいは新たな調整池を設置することで、ゴルフ場供用時と同様の場外放流計画とする予定」とあります。</p> <p>一方、方法書では、既存の3か所の調整池と9か所の景勝池（雨水調整及びゴルフプレーのペナルティエリアとして利用されている）があること、調整池を必要であれば浚渫・改良して利用することで濁水流出を抑制すること、新たな調整池の築造は行わない計画であること、雨水の流出量はゴルフ場供用時と同様の場外放流計画とする予定であること、が記載されています。</p> <p>また、P.7-9(355)「(3)一般の意見及び事業者の見解」において、No1の意見「事業地の草地がガラス面になることにより、保水量が変わり雨水の流れが変わります。排水の設計が全くされていません。」に対し、「事業者の見解」として「(草地がガラス面になることにより)平均流出係数は大きくなり、単位時間当たりの流出量もゴルフ場営業時よりも増加します。そのため、既設の調整池を改良してその増加分を調整することにより、流出量をゴルフ場営業時と同等若しくは以下とする計画です。」とあります。</p> <p>しかし、P.2-25(27)の「図2.2-16排水計画図」中の凡例では、既存の9か所ある景勝池について、「景勝池(埋め戻し想定)」と記載されており、本文には、景勝池を埋める理由及び埋め戻した状態でも雨水の流出量をゴルフ場供用時と同様にできるとする説明が一切記載されておられません。</p> <p>上記から、降雨時の濁水発生や流出水量の一時的な急増が懸念されます。</p>	<p>景勝池の埋め戻しに関しては、維持する必要がない池に関しては、管理上、埋め戻しをした方が有利と判断されたものは埋め戻すことも考えております。</p> <p>ただし、水生生物の保護や、ご指摘にあるような排水計画上や、火災発生時の水源の確保等で必要と考えた場合は、すべての池を埋め戻すのではなく、必要に応じて池を保全して利用していくことを考えております。</p>



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - ポスティング範囲 (配慮書時点の事業実施想定区域からの距離1,000m)
 - 事業実施想定区域 (配慮書時点)

